

市第37号議案

公立大学法人横浜市立大学の定款の変更

公立大学法人横浜市立大学定款（平成17年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

令和6年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

別表中

「

土 地	金沢区柴町379番の1	宅 地	8,117.02㎡
土 地	金沢区柴町379番の3	宅 地	474.97㎡

」

を

「

土 地	金沢区柴町379番の1	宅 地	8,117.02㎡
-----	-------------	-----	-----------

」

に改める。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が保有する財産を横浜市に納付するため、公立大学法人横浜市立大学定款を変更したいので提案する。

参 考

公立大学法人横浜市立大学定款（抜粋）

（上段 変更案）
（下段 現行）

別表（第 24 条関係）

資産の種別	所 在 地	地 目	地 積
(省 略)			
土 地	金沢区柴町379番の1	宅 地	8,117.02m ²
土 地	金沢区柴町379番の3	宅 地	474.97m ²
(省 略)			

地方独立行政法人法（抜粋）

（定款）

第 8 条（第 1 項省略）

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（第 3 項及び第 4 項省略）

（設立の認可等の特例）

第 80 条 公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。